

令和4（2022）年度

栃木県職員採用選考考査〔歯科衛生士〕案内



栃木県人事委員会

宇都宮市埜田 1-1-20（県庁南館 1 階）

TEL 028-623-3313

栃木県ホームページ

栃木県職員採用

検索



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、第1次考査及び第2次考査とも考査当日の事前の検温及びマスクの着用をお願いします。

なお、今後の感染拡大の状況によっては、考査日、考査会場、考査方法等を変更する場合がありますので、栃木県人事委員会事務局のホームページ及びツイッター等を適宜、御確認ください。

第1次考査日：9月25日（日）

受付期間：7月20日（水）午前8時30分～8月15日（月）午後5時15分

申込方法：インターネット申込み

令和4（2022）年度の変更点

◎ 第1次合格者への合格通知は、送付しません。

合格者の受験番号は、県ホームページに掲載するとともに、県庁屋外掲示場に掲示します。

なお、第2次考査の日時や提出資料等も県ホームページに掲載しますので、各自で確認してください。

1 職種、採用予定人員、受験資格等

職種	採用予定人員	受験資格	職務内容
歯科衛生士	1名	昭和38（1963）年4月2日以降に生まれた人で、 歯科衛生士の免許を取得しており、免許取得後4年以上歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第2条に規定する業務に従事した経験を有する人 （※1）（※2）	衛生福祉大学校において、歯科衛生学科の教務等に従事します。

（※1）の業務経験の期間については、令和4（2022）年6月30日現在の通算期間とし、同一期間内に複数の業務に従事した場合は、いずれか一方のみの業務経験に限ります。1月未満の日数は30日を1月として計算してください。なお、最終合格決定後、業務経験の確認のため職歴証明書等を提出していただきます。

（※2）歯科衛生士法第2条に規定する業務は次のとおりです。

- ① 歯科医師の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として行う次に掲げる行為
 - ・ 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。
 - ・ 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
- ② 歯科診療の補助
- ③ 歯科衛生士の名称を用いて行う歯科保健指導

※ 日本国籍を有しない人も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。また、就職が制限されている在留資格の人は受験できません。

※ 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 考査の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合格者発表(※2)
第一次考査	9月25日(日)		栃木県立 宇都宮白楊高等学校 (宇都宮市元今泉8-2-1)	第1次合格者は、10月4日(火)(予定)に県庁屋外掲示場を受験番号を掲示して発表するほか、県ホームページに掲載します。 ※文書での通知は行いませんので、必ず各自で確認してください。
	受付	8:00～8:45		
	説明	9:00～9:30		
	教養試験	9:30～11:30		
	専門試験	12:30～14:30		
第二次考査	作文試験	14:45～15:55	栃木県庁研修館	最終合格者は、10月28日(金)(予定)に県庁屋外掲示場を受験番号を掲示して発表するほか、県ホームページに掲載します。 また、合格者のみ通知します。
	口述試験 適性検査	10月17日(月)～10月21日(金)のいずれか指定する1日(※1)		

(※1) 具体的な日時や提出資料等は、第1次合格者発表と併せて栃木県人事委員会ホームページ(右のQRコード)に掲載しますので、必ず確認してください。

(※2) 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ(右のQRコード)に掲載します。



第1次考査会場案内



考査会場及びその周辺には駐車場がありません。自動車・バイクでの来場や送迎のための考査会場への車の乗り入れ並びに正門付近や周辺の商業施設等への駐停車は固く禁じます。

(注意事項)

- ・考査会場では、冷房が使用できない場合もありますので、温度調節ができる服装でお越しください。
- ・考査会場は、敷地内を含めて全面禁煙です。
- ・第1次考査当日には以下のものを持参してください。
受験票、鉛筆(HB以上の濃いもの)、消しゴム、時計(計時機能のみ。携帯電話やスマートフォン、腕時計型端末は時計として使用不可。)、昼食、上履き(スリッパ等)
- ・考査会場にゴミ箱はありません。ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・受付時間に遅れた場合は受験できません。ただし、鉄道の遅れにより、やむを得ず会場への到着が遅れる場合には以下に電話連絡してください。(これ以外の理由による電話連絡は御遠慮ください。)[栃木県人事委員会事務局] 090-8700-7652・090-5391-7686
- ・考査実施に影響のある地震・災害・鉄道の遅れ等の発生により、考査日程等を急きょ変更する場合は、
栃木県人事委員会ツイッター(右のQRコード①)及び栃木県人事委員会ホームページ(右のQRコード②)に掲載します。

①ツイッター



②HP



(新型コロナウイルス感染症への対応)

感染拡大防止のため、受験される方は以下の点に留意してください。

- ・次に該当する方は他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えるようお願いします。
 - ① 新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方
 - ② 保健所から「濃厚接触者」として自宅待機を要請されている方
 - ③ 試験当日までに発熱や咳、風邪症状が続いている方
- ・当日、試験会場に、アルコール手指消毒薬を設置しますので、御使用ください。
 なお、携帯型手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。
 また、休憩時間中は、適宜、手洗いをするなど、感染症対策に御協力をお願いします。
- ・試験室は、換気のため、試験中も適宜、窓やドアを開けます。

3 考査の種目、配点及び内容

区分	種目	配点	内 容
第一次考査	教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。試験の程度は高校卒業程度で出題分野は次のとおりです。(50題出題) 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
	専門試験	50点	歯科衛生士として必要な専門的知識及び能力について、択一式及び論述式の筆記試験を行います。出題分野は次のとおりです。(40題程度出題) 人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科診療補助論
第二次考査	作文試験	50点	公務員として必要な表現力、論理性等について、記述式による試験を行います。(60分：800字程度) (参考) 令和2(2020)年度課題：「公務員として働く上で心がけるべきこと」
	口述試験	350点	主として人物について、個別面接による試験を行います。(1人：約30分)
	適性検査	—	公務員として必要な素質及び適性を有するかどうかについて行います。
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。	

(備考)

- ※ 最終合格者は、第1次考査の得点と第2次考査の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
- ※ ただし、第1次考査の合計得点、作文試験及び口述試験の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- ※ 作文試験は第1次考査日に実施しますが、採点は第2次考査で行いますので、第1次合格者の作文についてのみ採点します。また、第1次考査日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次考査を不合格とします。

4 採用

最終合格者は、令和5(2023)年4月1日採用予定です。ただし、補欠合格制度を導入しているため、最終合格者全員が採用されるとは限りません。

なお、受験資格を満たす業務経験を有していないことが判明した場合には、採用されません。

5 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給(給料)が決定されます。現行(令和4(2022)年4月1日現在)の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準では、例えば年齢が26歳で免許取得後の歯科衛生士としての業務経験が5年間の場合、初任給は206,300円となります。


なお、官公庁、会社等に勤務した経験のある人は一定の基準により加算されます。

このほか、扶養手当、地域手当(県内勤務の場合は3.5%)、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合計で4.30か月分(本県における在職期間等によって異なります。)支給されます。

6 受験手続

電子申請（インターネット申込み）で申し込んでください。（インターネットを利用できない方は、8月5日（金）正午までに栃木県人事委員会事務局（TEL028-623-3313）にお問い合わせください。）

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

<p>申込方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み（右のQRコード）を必ず最後まで読んでから申し込んでください。 (https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html) ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かないときは、申込みがなされていないので、すみやかに栃木県人事委員会事務局（TEL028-623-3313）まで電話でお問い合わせください。 
<p>受付期間 留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・7月20日（水）8時30分～8月15日（月）17時15分（受信有効） ・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。 ・電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
<p>受験票の 作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。）） ・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに栃木県人事委員会事務局に電話でお問い合わせください。 ・A4サイズの用紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次考査当日に持参してください。

7 試験結果の簡易開示

試験の結果については、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第25条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に栃木県人事委員会事務局にお越しください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。第1次試験において、教養試験を受験しても専門試験を受験しなかった場合は棄権したものとみなします。また、作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験を不合格とします。）

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	栃木県人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く 8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

(参考) 令和2（2020）年度栃木県職員採用選考考査〔歯科衛生士〕実施状況

受験者数	合格者数	最終倍率
10名	2名	5.0倍